

8. 宿泊税

宿泊税は、市内の宿泊施設の宿泊客に課税される税金で、観光・MICE振興に要する費用に充てるために設けられた目的税です。

宿泊税を納める方(納税義務者)

旅館・ホテル・簡易宿所及び住宅宿泊事業に係る施設の宿泊者

税率

宿泊税の税率は、宿泊者1人1泊当たり右記のとおりです。

税率		内訳(参考)	
宿泊料金	税率	市の税率	県の税率
2万円未満	200円	150円	50円
2万円以上	500円	450円	50円

※宿泊料金がかからない宿泊の場合、宿泊税は課税されません。

※宿泊施設により、宿泊税の支払い方法は異なりますので、各施設にご確認ください。

※福岡市・福岡県の税額を併せてお支払いください。

納税の方法

宿泊施設の経営者が宿泊料金と併せて宿泊税を徴収し、翌月末までに福岡市へ申告し、納めることになっています。

※福岡市・福岡県の税額を併せて徴収し、市へ納入していただきます。

申告先

〒812-8512 博多区博多駅前2丁目8番1号(博多区役所9階)
財政局法人税務課 TEL:292-2496

令和6年度当初予算における宿泊税の使いみち

宿泊税については、その用途を「福岡市観光振興条例」で定めており、令和6年度においては、以下の(1)～(4)の取組みの財源として全額を活用します。

令和6年度宿泊税収入額(見込) 約28.8億円

全額活用

宿泊税充当事業費 (1)～(4)の計 約58.9億円

(1)九州のゲートウェイ都市機能強化 ----- 約11.3億円

- 西日本・九州の自治体と連携した西のゴールデンルートPR
- 国内を代表するMICE拠点の形成 など

(2)MICE都市としてのプレゼンス向上 ----- 約5.8億円

- 国際会議や展示会などの誘致に向けた助成等の支援
- ヴィーガン対応店舗の拡充など食のユニバーサル対応の推進 など

(3)地域や市民生活と調和した持続可能な観光振興の推進 ----- 約40.2億円

- 福岡城の幻の天守閣ライトアップなどの福岡城・鴻臚館における観光振興
- 博多旧市街の整備やブランディング ○夜の文化・エンタメ集客事業 など

(4)宿泊税の賦課徴収に要する経費 ----- 約1.6億円